

禁門の変と畿内諸藩の軍役

―淀藩・膳所藩・西大路藩を素材に―

笹部昌利

〔要旨〕 本稿は、畿内諸藩における禁門の変への対応について、淀藩稲葉家、西大路藩市橋家、膳所藩本多家の対応を素材として考察するものである。

淀藩を含めた畿内の譜代藩は、近世的軍役としての「火之番御用」を執行してきた。これに準じて幕末期においても畿内の譜代藩は動くことを余儀なくされた。異国船来航にともない、京都警衛の重要性が喚起され、淀藩は「京の七口」の伏見、竹田、両口の警備に当たることになる。元治元年（一八六四）六月以降、京の南方に長州藩毛利勢が屯集するにともない、淀藩は「火之番御用」を旨とする幕末の軍役を遂行してきたのである。さらに、近江国に拠点を有し、禁門の変に際して軍役対応が求められた西大路藩市橋家および膳所藩本多家の事例を紹介し、畿内諸藩が担う軍役との関係性について補完的に考察しえた。西大路藩では禁門の変の軍役対応を契機に、京屋敷への藩兵常駐が決定され、京の郊外、洛東、洛南地域の警備をおこなった。膳所藩本多家は、淀藩と同様に近世より「火之番御用」を担う大名家であった。膳所藩兵は、従来どおり京の不測事態に対する対応をおこなったが、事態が著しく悪化し、禁裏守衛はともかく本来なすべき消防活動は結果として完遂できなかつたのである。

はじめに

元治元年（一八六四）七月十九日、文久三年八月十八日の政変（以下、文久政変）により京を追放されていた長州藩毛利勢が中央政局への復帰を目指し、これを阻止しようとした京都守護職の任にあり京都防衛の責任者たる松平容保の会津藩松平勢の他在京藩兵と、京都市中および郊外において交戦を繰り広げた事件は、「禁門の変」、または「蛤御門の変」として周知されている。⁽¹⁾ 砲撃、放火を交えた激しい戦闘の末、長州勢は敗北し、「尊王攘夷」を標榜して活動を展開した急進的政治運動家は、政界からその勢力を大きく後退させることとなった。

一方、この交戦を主導した禁裏守衛総督徳川慶喜の徳川御三卿一橋家・京都守護職会津藩松平家・京都所司代桑名藩松平家の連携によって生成された組織は、京における徳川幕府権力、いわゆる「一会桑権力」として機能していくこととなった。⁽²⁾

禁門の変後、長州藩毛利家は「朝敵」となり、同藩への「征討」が問われ、結果、二度の戦争が防長二州とその隣地で勃発することになる。以降、長州藩毛利家の処分をめぐる問題は、慶応三年（一八六七）五月の將軍徳川慶喜と島津久光ら四諸侯との国是をめぐる会議まで主要な議題とされるなど、幕末の政争における中心的な問題となった。

禁門の変は、戦前より王政復古の政治過程の一段階として取り扱われてきたが、戦後になって「倒幕」への帰結を想定した形でなされた長州藩の政治史においてのみ問われ、禁門の変をめぐる政情に関する一般認識を作ってきた。やがて、一九八〇年代を過ぎたあたりから、戦後歴史学における唯物史観への批判から、

幕末史においても実証研究がなされるようになる。文久二年上半期における大名家の上京、国事周旋の開始から文久政変を経て、禁門の変に至る過程の考察が原口清によってなされ、これの受け手となった朝廷内の政治動向、幕府の京都権威、すなわち一会桑政権についての議論がなされてきた。

また京における政争、戦乱を結果的に常に主導する立場にあった薩摩藩島津家の文久政変から禁門の変における政治運動の推移について研究した佐々木克も、禁門の変について論じているが、その視角が薩摩藩における外交軍事体制の変遷を重視するものであったため、結果として島津久光・大久保利通主導の路線から、小松帯刀・西郷吉之助主導の路線へと変遷し、国事対応がなされていたことが問われたのみで、畿内諸藩の関わりについては、参戦の有無のみにとどまっている。⁽³⁾近年の自治体史編纂の成果から、京都に隣接する諸藩の事例が明らかになってきてはいるが、未詳な部分が多い。

幕末期における畿内諸藩の動きについては、岩城卓司⁽⁴⁾、藤本仁文⁽⁵⁾によって近世の軍役や畿内支配の関係から新たな研究が近世史研究の見地から発表されつつある。幕末維新史研究の見地に立てば、中央政局たりえた京都への政治向きの対応は、近世史研究において問われる近世的軍役、すなわち大名家の「火之番御用」であるのか、或いは幕末期の大名家の朝廷への政治対応、すなわち「国事」参画として考えるのかという問い方の違いとなる。

筆者は、幕末期の京都守護は二つの類型により説明できると考える。それにはまず、江戸時代を通じて存在した畿内譜代藩による軍役としてのありようが前提として存在したことを把握しなければならない。これに加える形で、幕末期の内外の政治・軍事にかかる対応のため、京都守護職が設置され、全国の諸大名家においては「国事」周旋の一環としてこれに参画がなされ、大名家の国事周旋の過剰なありようを制限を加え

るべく、禁裏守衛総督が新設され、これに將軍後見職であった徳川慶喜が就任し、彼のもとで幕府による京都守衛体制が確立されていく。畿内諸藩の京都への対応は、近世の公儀役、軍役として執行されており、大名の国事周旋や幕府の禁裏守衛体制の枠の中に入るものではない。ゆえに、畿内近国諸藩は、幕末の政治動向に対してこれまで消極的な面ばかりが論じられてきたが、その評価は妥当ではなく、ひいては禁門の変への対応の緩急、藩の規模の大名、軍事力の差異では説明できないものと考ええる。畿内諸藩は、京都の戦乱に際してはその前線にはおらず、後詰の任にあることが多いが、それは戦乱に対する積極性の是非ではなく、近世における軍役として対応がなされているからである。以下、淀藩稲葉家および膳所藩本多家という畿内の譜代藩を素材に、幕末の軍役と禁門の変の関連性を、近江国の外様小藩、西大路藩市橋家の国事対応における京都守衛任務の生成について考察し、畿内諸藩における幕末期の軍役の一端について考えていきたい。

1 淀藩稲葉家における京の軍役

(1) 淀藩の「火之番御用」

淀藩は、山城国淀（現、京都市伏見区淀本町）を拠点とし、近世初期、元和九年（一六三三）、廃城となった伏見城に代わり、京都南方の守衛を担った。遠江国掛川より久松松平定綱が三万五千石で入封し、城郭が宇治川・木津川の両川が合流する淀島に建設され、寛永二年（一六二五）に完成した。その後、淀の領主は重ねて交代がなされたが、常に譜代大名が配され、他に比して軍役が要求される地の領主として幕府、朝廷と緊密な関係保持了。

幕末期の領主である稲葉家が淀に入封するのは、享保八年（一七二三）、前領主の松平乗邑の老中就任にと

もなう下総国佐倉への転封により、佐倉を治めた稲葉正知が十万二千石で入封してからである。以後、正任・正恒・正親・正益・正弘・正謙・正備・正発・正守・正誼と続き、幕末の藩主正邦まで十二代にわたり、廢藩置県まで相続した。⁽⁶⁾

次の史料は、旧淀藩士上月家に伝存した記録⁽⁷⁾で、京都・大阪・伏見・淀・八幡方面における火災、その他の有事への対応のありようについて書き記したものである。残念ながら史料前部が欠損しているが、その内容は、享保八年、稲葉家の淀入封の折に作成された心得ないしは確認事項であることがわかる。

一、京都出火之節注進次第、人数遣候事

一、非番月にてても京都大火之節は人数遣候事

一、人数京口門内にて揃候事

一、京都火事手二合候得は、所附・家名・軒数共二書付、江戸え遣、御用番様え留守居持参仕候、御連状は不差出候事

一、入部初て火之番請取候節は、御用番様え致御届候、常々請取之節は前日御所司代・町御奉行・御在京御目付え致御届候事 但、御所司代えは相詰候家老罷越候、其節京都留守居致案内候事

一、大坂表大火之節、御城代・御定番・町奉行・大坂に被成御座候、御目付え使者遣候事

一、伏見・八幡山上・宇治御茶壺逗留中之内、出火之節は、先人数斗遣候、大橋向八幡領火事之節も人数遣相防候事、但、山崎辺えは不遣候事

- 一、伏見出火之節、人数遣候儀、近所故加勢迄に遣候付、何方えも御届不申候、八幡山上出火之節御届前格無之候、御宮無別条之段御所司代え以使者御届申心得にて罷有候事
- 一、淀町火事有之、縦は一軒焼二而も在城・留守共二御所司代・町御奉行・御在京御目付え御届仕候、少火にて外一もさのみ不相知儀は御届不仕候事
- 一、淀宿伝馬役之者、一軒焼にても道中御奉行え御届申候、尤問屋・町年寄よりも絵図を以注進為仕候、伝馬持之外は何軒焼にても御奉行え御届不申候事
- 一、淀より所々えの進物、前格別帳へ記進候事
- 一、京都出火御出馬にて御領分を御越候得は、江戸表え被仰遣御用番様え御届入申候人数斗にても手不
合候得は致御届候事

以上 卯十月（享保八年カ）⁽⁸⁾

右によれば、京都の「大火」については、藩より一定度の人員を派遣することが前提となっており、禁裏の内に揃い詰めることが確認されている。この業務は、京の近隣の譜代藩によって担われる「火之番御用」によってなされるものであり、京都所司代、町奉行の管理下に置かれるのであった。大坂における火災の際には、その状況を在坂の幕府目付に問うことになっており、藩兵の動員はかからない。近隣の伏見、石清水八幡宮周辺については、宇治茶が徳川將軍家に献上されるための「茶壺」を運搬する「宇治採茶使」滞在中における火災については人員を派遣するが、山崎のそれについては不問とするなど、淀川対岸の有事については想定されていない。伏見と石清水社境内、男山山の火災について、幕府機関への事前の届出がなくと

も早急に人員を派遣し、状況確認の上、京都所司代に報告するとしている。そして、淀城下町の火災については、規模の大小に関わらず、京都所司代以下、幕府機関にまず届け出ること。淀宿伝馬役の自宅火災の折には、道中奉行に報告することなどが、入封の際の心得として記されている。淀藩については、管見の限り、藩政業務が記された日記資料が確認されず、京、伏見への軍役発動については、旧家臣の家文書に残る手控書がその手掛かりとなる。⁹⁾

京都における大名火消は、元禄三年（一六九〇）に制度化されたとされる。¹⁰⁾これより以前は、淀、膳所、高槻といった譜代藩によって随時対応がなされてきた。元禄三年の制度化により、丹波国、大和国、近江国に所在するとする外様大名の輪番によって遂行され、のち宝永六年（一七〇九）に、京都の町の火災に対応する「京都常火消」となった。淀藩は、膳所、郡山、丹波亀山の三藩とともに、「禁裏御所方火消」を担当したが、享保七年（一七二二）、京都常火消の廃止にともない、禁裏御所方火消を担当した四藩のうち二藩が、半年間、月番交代で担当する「京都火消役」が成立した。稲葉家の淀入封は、この翌年のこととなり、京都火消制度の転換期にあることから、その対応のため、入念な確認がなされたのであろう。

内容から見て、緊急事態への対応であるにもかかわらず、事務的、かつ便宜的な印象を受ける淀藩稲葉家の「火之番」業務であるが、この心得を基本線として、淀藩における京都や伏見への対応はなされたと考えよからう。

(2) あらたな京都守衛と大名家

淀藩稲葉家中において、京都への対応のありかたが変容していくのは、嘉永六年（一八五三）六月、アメ

リカ合衆国のペリー提督の浦賀来航に続き、同年七月、ロシア海軍中将プチャーチンによる大坂湾侵入がなされ、畿内の大名に対し、大坂湾警備にかかる軍役動員がかかったことが大きな要因となる。これまでも朝廷側から幕府に対して、対外政策に対する意思表示はあった。弘化三年（一八四六）八月二十九日、幕府に呈されたいわゆる「海防勅書」がそれに当たる。そこでは、天皇が頻繁に伝わってくる異国船渡来情報に対して心配し、「武門之面々洋蛮之不侮小寇不畏大賊、宜籌策有之、神州之瑕瑾無之様精々御指揮」に励むよう、幕府に求めている。またこの「海防勅書」を下す際、武家伝奏から京都所司代に対し、「異国船渡来」については「文化度之振合」つまり文化三、四年（一八〇六、七）蝦夷ロシア使節レザノフとの紛争等（「蝦夷魯西亜一件」）についての情報を幕府が朝廷にもたらした先例の通り、以後も対外情勢の報告を半ば義務づけたことも知られている。

弘化三年の「海防勅書」により、徳川幕府の有する「征夷」の職掌に対し、朝廷が介入できる事実を認めさせたことは、従来のな朝幕関係の枠組みから見れば大きな躍進であることは言うまでもない。しかし、その命じるところは、「未確認の侵入者から日本を守れ」という漠然としたイメージから発せられたものであり、朝廷、天皇にとつての「夷狄」「異国船」の渡来は未だ「対岸の火事」的な事件であったのである。幕府からの異国船情報に対し、弘化四年（一八四七）三月、光格天皇が文化十年（一八一三）に再興した石清水八幡宮の臨時祭の挙行を幕府に求めたり、京周辺の寺社「七社七寺」等において「夷狄退散」「異国撃攘」を祈祷させたりし、神仏の加護に期することに終始していた¹¹⁾。

このような朝廷に、「京都を守る」という意識を根付かせたのは、ペリーおよびプチャーチンのアメリカおよびロシア艦船の度重なる来航であった。「夷狄」と京都の距離は、諸外国船が訪れた江戸湾および長崎とい

うように依然として離れていた。しかしここに来て、江戸湾における幕府の諸外国船に対する攻撃、つまり「打拂」により、「直廻南海、取淡路島、入摂津、迫京師」と諸外国の京都接近の可能性が高まるという危機意識からであった。⁽¹³⁾

朝廷内の危機意識が現実のものとなったのは、安政元年（一八五四）九月のプチャーチンの大坂湾侵入である。ロシア艦来航の情報に対し、朝廷内はまさに「大騒動」となり、「公卿方皆々仰天手を東候所、早速宮様（青蓮院宮、のちの中川宮朝彦親王）、事弥非常に及候はば、玉座を叡山へ御遷被遊」と、天皇を比叡山に遷幸させようとの考えも出たほどであった。この折、京都は彦根藩（三〇〇〇名、本能寺、方広寺およびその周辺）、郡山藩（一八〇〇名、東福寺およびその周辺）のほか、御所周辺には淀、篠山両藩兵、東寺は膳所藩兵というように京都近隣の諸藩により警備された。しかし以上の諸藩兵による警備は、プチャーチン大坂湾侵入前からなされていたのではなく、緊急の配備であった。⁽¹⁴⁾

大坂湾にかかる海防のありようが見直されたことに連動し、天皇の所在地としての京都の守衛についての議論が朝廷内から呈された。安政元年（一八五四）二月、武家伝奏東坊城聡長の記録には、朝廷内で「異国船渡来」の時勢において、「京都警衛之事」を幕府は「何程之思召哉」との議論がなされ、「京都警衛」にあたるのは、「譜代武士」であることが当然であると、これを総督として統率するのは、御三家の尾張藩徳川家、または幕初に任じられた京都守護を独自の任務と認識した大名家、彦根藩井伊家がいのではないかとの打診がなされている。⁽¹⁶⁾

大坂湾へのロシア船の侵入が、それまで観念としてほんやりと認識されていた異国船とこれへの対応の所作に現実味を持たせたこととなる。それは、京都守衛は火災などの日常的な有事のみならず、非日常世界の

有事にも備えなければならなくなったことを意味したといえよう。徳川將軍家の職掌のなかに非日常の京都守護が組み込まれ、以後、それまで武家社会の頂点に位置し、天皇による政務委任によって行政権を得ていた徳川家の職掌、すなわち征夷大將軍職の再認識が図られていくのである。

徳川幕府は、朝廷からの要望に迅速に対応するべく禁裏御所と京都の要所の警衛を諸大名に命じた。これは、宝永年間以来なされてきた「京都火消御用」そして「京都常火消」に加えて課せられた臨時の軍役として執行された。京都の要所とは、近世に形骸化しつつ存在し、京の内（洛中）と、京の外（洛外）を分ける「御土居」と京より他所へのつながる主要道路の結節点である「口」のことで、その数に関わらず「京の七口」と呼ばれた。禁裏御所周辺は、まず公家町と町人町との境に建てられた外郭の「内裏九門」である。安政二年（一八五五）四月、警衛担当が割り当てられた。京の南方、伏見口と竹田口は淀藩稲葉家、京の北方、鷹ヶ峰口および鞍馬口には丹波篠山藩青山家、京の東方、栗田口および北白川口は、膳所藩本多家が割り当てられた。内裏九門のうち、堺町門、寺町門、清和院門、石薬師門、今出川門は彦根藩井伊家、下立売門、蛤門、中立売門、乾門は、小浜藩酒井家と郡山藩柳沢家が隔年で担当することとなった。¹⁷⁾

この異国船対応のための京都警衛は、臨時の対応としてなされたものであったが、京都警衛の制度が、諸大名の国政をめぐる意識のなかで、勤めるべき軍役として解されるようになる。阿波藩主蜂須賀斉裕は、安政五年（一八五八）二月、日米修好通商条約をめぐる政治紛糾の折に意見書を呈し、「亜墨利加条約之簡条其餘之事、具二入叡聞」られたならば、そのことが「往々日本之御為」になるのか否かを懸念し、「諸夷皇居近キ海岸ニヲヨヒ候事情」に対しては「万々非常之節警固軍勢差登、弥騒乱ニ及候得ハ、上京仕禁裏奉守護列侯二先立粉骨碎身微忠相尽之心底」である旨を標榜している。¹⁸⁾このような、大名家からの自発的な京都守衛に

かかる主張は、幕政を批判的な見地から論じる方向性をとることが多かつたため、安政五年から翌六年にかけてなされた幕府による政治肅清、すなわち「安政の大獄」によって打ち消されることとなる。

(3) 淀藩士の記録と禁門の変

東京大学史料編纂所に所蔵される史料に「元治太平記」なる史料がある。⁽¹⁹⁾ 一次資料ではなく維新後の筆写史料で、①「長匪逆卿等の抗疎」、②「淀藩家士在京日記」、③「元治太平記」から成り、①は、文久政変によって、長州へと下った三条家諸大夫丹羽出雲守正雄と三条西家諸大夫河村能登守秀興による三条実美ら「七卿」宥免運動にかかる書状であり、③は、元治元年における水戸藩内訌にかかる記録である。以下、同史料より元治元年六月二十二日から七月六日に至る淀藩の軍役対応と、禁門の変直後の畿内諸藩の様相を読み取ることができる。本稿では、②を翻刻し、幕末期における情報が少ない畿内諸藩の政治動向を考えるための一助としたい。最初に冒頭部の年代表記は、一次資料としてこの史料を分類した者によるミスであり、文久元年ではなく、元治元年の記録であることを断っておく。また文末に「右、稲葉美濃守殿家士より借写ト有之」とあるので、この記録の作成者は淀藩士から借り受け写したものであろうが、未詳である。改行は原文のとおりではなく、追込処理をしている。見せ消しは史料のまま表記した。

淀藩家士在京日記 文久元年六月廿二日より七月六日ニ至る廿木ヶ田

○六月廿二日

一、長藩多人数船ニ而追々着坂、蔵屋敷其外町家え入込候由、右は此度歎願書筋ニ而家老福原越後江戸表え出府、明廿三日同人着坂之由

○廿三日

- 一、八ツ時頃越後着坂、藏屋敷え立寄、同所直ニ出立、牧方^マ駅泊り之由
- 一、途中行装五手程二分れ、古銃組、劍銃組、槍組等、尤切火繩銃はさやはつし有之、四半幟も有之、手に提居候由
- 一、武器長持式拾棹は有之由
- 一、人足ハ大坂より伏見迄買上候由
- 一、長藩入京は兼而不相成、右出府之趣ニ候得共、何分形装不容易不意ニ上京も難計、夫々御手配等も有之、諸方え注進も致有之候由

○廿四日

- 一、牧方出立四時頃濱通行小橋南詰茶ヤニ而小休支度等致、夫より伏見え登り候由
- 一、福原越後同勢小具足着込、又兜斗着、又鉢巻等致し、拔身鎗切火繩如前日、多分筒袖襦袢着用、背中に姓名認候切レ縫付有之由
- 一、騎馬十人程有之候由
- 一、船ニ而登り候者も多分有之、荷物ハ何連も船ニ而登せ候、駄荷長持等少々参り候由
- 一、何レも髮杯元結ニ而むすひ候は無之、苧繩杯ニ而結ひ居り候よし
- 一、一橋様え御同道御参内御座候様、兼而伝奏衆より申参り居候ニ付、右一条ニ付辰之半刻より一橋様え被為入、夫より御参内被遊候事

○廿五日

一、昨廿四日淀表所々番所人数杯相増候由

一、同日同所通船

一、屋形船 三艘 平船 八艘 天道船 三艘

一、屋形船一艘五十石位、是ハ越後乗船之よし

黒

地白紋黒

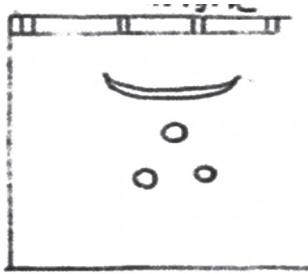


幕白地紋赤

一、侍分百五拾人程船通船

一、伏見着之節

古銃十文目位、切火繩玉葉箱二組五十人余



鉦銃三十人余、貝一、太鼓二

旗二本 大炮二挺 幕 鳶口

手鎗五六本 馬印白獸毛金星

鉄棒長四尺斗八人程

鉄炮長持六荷 同筵包八荷

武器長持二 箆長持一 幟竿

上下人数四百人余



五六本

赤白

一本

白黒

長藩金剛隊

十四五本 合薬箱三樟

昨朝四ツ時過より山崎淀例え船十二三艘着いたし、何れも着込、拔身鎧を携、群山の固を通り抜、

離宮八幡え入込、夫より宝寺天王山観音寺等え登り旅宿相对凡五百人余も屯罷在候由

一、左之両人淀枇杷木内松井殿宅え参り歎願書差出候処御逢請取呉候様申込候由

藤林幾之丞

大谷桂助

先淀町向客屋ニ而引取及談判候処、是非家老ニ差渡し度由ニ候得とも相断、漸用人ニ而請取ニ相成申し候、長人ハ山崎え参籠御請待居候由申聞引取、夫より松尾殿御目付横山又助乗切ニ而今廿五日暁上京願書持参ニ相成候由、朝廷え差出候願書、白木箱入奉書紙綴本、願意先年八月十八日後より其外御不審等申披ニ而最早差出候奉勅始末并箇条其後に差出され候書面、何とも申披事之由

一、君公え添願書略意漢文歟之由

先年来長門宰相父子三条殿初蒙勅、一ヶ年にも相成候得共、未夕御赦し之御沙汰も無御座候、三条

殿初へ対し宰相父子無申訳、実ニ恐縮ニ奉存候、宰相父子ニ聊罪も無之、何等之儀ニ而御叱りを蒙候歟、一向不相分次第何卒御寛大之御赦宥御座候ハ、微臣等昼夜苦辛仕候次第 大守様へ御執奏被成下候様御はかり奉願候、且関東えも宜御取繕、偏ニ奉願上候、以上
防長之微臣六七八
稲葉高閣下

一、山崎御惣郡山え陣所え差出候書付略意

長門宰相父子三条殿初去年八月十八日蒙 勅勘未御赦宥も無之ニ付、三条殿初メえ対し宰相父子恐縮之次第何卒御寛大之御所置御座候様私共五十人八幡宮え參詣祈願仕度御固之御頼庇に不相成候間、此段御断申上候 以上

六月廿四日

長人名前

一、廿四日廿五日両日大炮五六門米塩薪其外追々運送山え為登候よし

○廿六日

一、昨夜伏見監察小出五郎左衛門様、一橋様御家来被相越御尋等有之候由

一、伏見福原越後勢と山崎勢とハ互ニ何之趣意ニ而参り候哉一向不相弁趣申居候よし

一、山崎勢之内、婦人壹人有之由、十七八才位ニ而十八貫目の鉄棒を遣ひ候由ニ候

一、諸宗え処々御固等被仰出候

○廿七日

一、午後長藩山崎勢三百人三手ニ別レ鳥羽海道登り候様子、入京ニ而も可致哉、壹番ニ会津侯より御注進有之候、君公ニも御参内中右ニ付会津御人数等追々御所え出張九門御固へも御達有之、七ツ時頃当

御旅館へも申参り直二一ノ御人数此間より松尾町御屋敷え参り居候、直二出張御臺所門脇へ相詰申し候

一、会津侯春以来御所勞御引籠二御座候得共、御宜之節御参内被遊御乗込之由、平唐門内より御歩行兩人と手を御引かれ、尤乱髮御損躰御憔悴之よし、一躰御行届之至感ニ余り候事ニ御座候

一、一橋様、所司代も参内、此程より御疵ニ而御引之処御参内御座候

一、会津様御不快ニ付御所内御厩御拝借ニ相成候由

一、諸御人数甲冑小具足等勇敷事ニ御座候

一、右長藩鳥羽道より四塚より嵯峨天龍寺へ七ツ半時ニ参り候由ニ而、先靜ニ相成申し候

一、右天龍寺は是迄長藩旅館ニ借受候事、尤鳥羽より四塚、天龍寺ハ洛外ニ御座候、洛中え入候事六ツケ敷、兼而被仰出御座候由

○廿八日

一、今暁一橋様初御退散御座候事

一、御目付昨日山崎え御使ニ参り、今暁引取上京之事趣意不知

越後出候事、山崎勢ハ不知候よし、山崎勢は誰云となく自ら一知罷登り候由、至極穩之由、土民等二手当宜敷致候由

一、監察石野民部様今夕下坂蒸氣ニ而出府之由

一、君公右長藩事件ニ而専ら御周旋被遊候事

一、御所向会津桑名等ニ而此度之事件上京不相成候処、兵器携へ多人数罷登り候事、実ニ不容易次第其
俣ニ難捨置御乱之上御追討之儀と確然と決し居候様子ニ御座候

一、今朝別手組ニ而天龍寺近辺ニ而兩人取押へ候処、誠ニ静ニ過り候由、聊朝廷え対し手を出し候、後
念無之只々主人御叱り御免相願候由

○廿九日

一、福原越後ハ山崎天龍寺人数取鎮候と出府致し候様御差沙汰御座候由

一、西辺天龍寺方御固等夫々被仰出候由

一、夕刻一橋様御同道御参内有之御退散、翌曉六時頃ニ候、右は長藩之事件御所置御評議ニ候

一、今夕淀表え山崎より両人数参り再三願書持参候よし趣意略文

昨日は大守様より御品来御使者被成下御誠実之御教諭難有奉畏候、一同えも為申聞候処、厚難有奉畏
候御教諭之通早々大坂迄退去可仕之処、決而大守様之御教諭ニ奉背

二ハ無御座候得共、私共一日今日退散候ハ、宰相父子昨日ニも上京仕候様被仰出候儀ニ御座候哉、
兼而申上候通同氣相求候ニ而誰謂となく私共一同相集死生を決定歎願仕候儀、主臣之情宜弥御憐察可
被成下奉願上候、大守様御誠意ニて御周旋被成下候段難有奉存候、此上とも御取成被下候様此度も又々
讒者之舌頭ニかかり候様之事無御座候様御取成、偏ニ奉歎願候、以上

七月

—————
—————
—————

去年七八月十八日之一挙、於長州は尹宮^ツ閔白^ツ会津等之所業ト怨居候様子ニ而已ニ遠より右御方を覗ひ候哉之風聞も御座候、今般讒者ト言も右御方々をさして言候、決而右御方々ニハ後災なき御事無御座候得共、先年の趣意長州ニ而ハ改心無御座故、竊ニ窺候事も御座候哉、依而ハ御方々も専ら御用心御座候儀と奉存候風聞

○七月朔日

一、御国夫々え被仰出候由

○二日

一、処々諸家御固メ御人数出張、武具兵糧運輸巷街ニ不絶往来之事

一、廿七日来注進御届等其外騎馬着込鉢巻陣羽織等着用乗切多く相見え申候事

一、加州人数三千人と申事、夥敷事ニ御座候由、会藩も式千人御座候由、其外ハ少人数近国之大名何レ

モ被召候由、追々人数着致し候事

○三日

一、伏見福原越後え説得ニ御極り、其上異議ニ及候ハ、弔討之事

一、伏見大小御目付一橋様、会藩、桑藩、淀公用人附属参り候由故、勅命ニ而説得之由、越後召候処、

中昼ニ而断、明朝罷出候由

説得大意、頃日多人数兵器を携へ京都迄相登り滞留之由、一体長藩之義は尊王攘夷之志厚候処、右体ニ而ハ兼而之趣意と齟齬致し候様被思召候御沙汰之事、関東よりも同断之事

○四日

一、今朝於伏見説得相濟候由、越後御請

御教諭之趣奉畏候、旅宿え引取一同談合仕候處、何レニも山崎表え談判之上ニ無御座候而は御請も難申上、早速私乗付、得と及談判候上、御請可申上候、不悪御承知可被成下候様奉願候、以上

福原越後

永井主水正様

戸川伴三郎様

一、四ツ時頃より伏見より多人数乗切、山崎え参り、直伏見え帰り候由

一、伏見侍分百五十人、其前三百人余のよし

一、天龍寺之方米五百石買入候處、宜敷相成候哉、専ら買求ニ歩行候由

一、同勢之内越後勢と申、紋付幕張三十人も一所ニ居候由

一、嵯峨清涼寺ツツ法隆寺等借受致、專談判致居候哉、是等險地ニ御座候よし

一、天龍寺後山虚空藏山えハ奥殿程之もの取建候由、右は雨露凌と相見へ申候、四五十人も交代致し詰候由、尤小具足着用候由、同所山より遠眼鏡を以京地之動靜を伺居候よし、材木等買込候由

○五日

一、山崎ニ罷在候長藩近村之村役人呼出し難渋之者有之候ハ、取調可申出旨申聞、夫々手当致し遣し由、

式拾五金も差出候由風評、又同所関門御修築取掛居候處、右人足何れも長藩之方え参り候由、日雇日々

壹分つ、遣候由、商人多分参集何れも直段銭求候由、下人ハ多く穢多歩役ニ遣ひ事濟候ハ、百姓並

ニ取扱候約定ニ候よし

○六日

一、山崎之土民専ら恵を請候故、長州を殊之外に難有かり候由

一、越後、国信濃位二而応接等之模様、甚夕愚なる仁体二候よし、又乞食体二而京地え入込居候事も有之候由

一、山崎其外さん切坊主多分居候哉之由、尤長府出家等還俗被申付候よし二御座候

一、加州若殿三千人二而上京之処追々跡より参り壱万人参り候由

一、藤堂全七千人二而此程上京引続、同玄蕃同断七百人相登り人数揃候段、今日届申候由

一、越州家老稲山采女去ル四日上京、追々御人数も登り、大守様も御登り被成候よし

一、膳所様、市橋様其余、日々上京御座候而、又々当地大人數二御座候

一、於伏見御尋之ケ条

越後弥出府、伏見出立日時之事

歎願筋二而出府相違無御座候、出立日限未夕相分不申候

歎願筋如何様成ル趣意二候哉

察二大膳大夫申付候儀、御直二申上度御承知被遊度ハ江戸表より御聞取可被下候

形勢其体筒袖襦袢之事

於長州ハ不容易之時節二付、平日如此御座候筒袖襦袢も於国許平日相用候品二而、旅行等相用候義、江戸表御聞濟之由、何頃相濟候哉之義、稔と不為知候、当地平穩之義二付、右様其体二而ハ締と抱

り候趣、奉畏候得共、何分国許右体ニ而出候間着替も無之彼是申聞候、尚気合ニも掛り可申、併御達之趣を以尚又精々申諭取締心掛可申候

一、伏見藏屋敷、是迄留守居老人相居候得共、昨年来次第二地所買上家作多分建増候由

一、此度召連候者、国許強勇ケイタイ組ト申唱候由

一、途中其外共宿方穩ニ有之、耽無法之義無之候由

案以下在京日記卜別

口上之覚

乍恐周防長門両国之士民一同奉歎願候、抑宰相父子赤心之儀は追々言上之趣意有之、且先年来神州之御為に東西奔走抛両国周旋仕候儀は畢竟攘夷之叡慮御貫徹相成候様仕度、千苦万苦仕候段は今更申上候迄は無之、癸丑以來数千度之勅定更ニ不相立、乍恐攘夷之儀は聖明之御叡断被為在候通、一日攘夷延引すれハ醜腐一日之猖獗を相増候已而ならず国力衰耗遂に吞併之場合ニ可至は眼前ニ御座候、然ルに幕府之姦吏は終始姑息武備未金を名として竟に叡慮を奉す諸藩を欺き夷賊に対しては益懇親を厚くして内地之正気を抽屈さしめ候条其意更に不可解、勿論武備成就之上攘夷と申事は決して不相成至愚無識之極に御座候、其故ハ太平久敷人心遊惰に相成居候故、何程之嚴命を下し候共、是人心之自然にして俄然難相整は必定之理咄して醜虜之術中に陥候は此事ニ可為御座候、夫戦之勝敗は兵之多少ニ抱らす候事勿論之儀、且人心之振と振さる兵機之關係する所に候得共、速ニ御決議之儉に先横浜之賊を御誅戮被遊候ハ、全国必死之覚悟に相成、他を顧るに暇あらず、朝に命令下り夕に天下一和仕、武備ハ令せずして相整するは必然之理にて長防ニ於而ハ愚奸小兒之輩迄も相弁居候義に御座候、

況や堂々たる幕府にして此等之見解無之儀は曾て有之間敷道理に候処、前条之如く奸吏夷狄と懇親を結ひ神州之正氣を衰滅せしめ候段非可疑、当今正議之諸藩も不少候間、何卒迅速に至当之御処置被仰付度、宰相父子之至願ニ付、先頃以來奉勅始末并取調書等ニ委細申上、猶其後も追々建白仕候通、明白之所置ニ御座候処、一応御不審ト申廉を以深く奉恐入重疊差控御沙汰相待罷在候得共、今以何等之御沙汰も無御座、萬一奸吏之雍蔽共にて宰相父子之赤心相達不申候而は臣子之至情難默止儀ニ付一同決心御沙汰奉伺度推參仕候

六月

愁憤之余り書辭涉非礼之義は幾重にも奉蒙寛宥度、何分ニも正邪明亮判然之御執奏被成下度、恐惶伏地奉懇願候、泣血百拝前文略ス、一昨夕京師より便有之申越候趣は会津彦根申合鳳輦を彦根城ニ遷し奉るへき謀計既ニ宮中ニ迫り、其事成就ニ可相成処、堂上三十卿御参内ニ而止め奉り、猶右謀主之者松代藩佐久間修理十一日昼に河原町三条ニ而斬奸せられ候、先ツ一件は破と相成候由、段々變動にも可相成模様と申来候

子七月十九日

一、七月十八日一橋様御屋形へ御呼出ニ付御達有之、永井主水正様・戸川伴三郎様御立合左之通

天龍寺討手

右之一先

松平修理大夫

右二之先

本多主膳正

右之二 但右軍ヲ統

松平越前守

左之先

大久保加賀守

左之二 但左軍ヲ統

松平隱岐守

遊軍

青山因幡守

歸り備 但、三条通洛外ニ押出ル臨機立変

松平筑前守

監軍

壱人

伏見討手

先之一

戸田采女正

先之二 但人撃

井伊掃部頭

二之先 但し方面之諸軍を合し

松平越前守

進退を司候へし

監軍 但二之先ニ有

壱人

遊軍

有馬壱岐守

小笠原大膳大夫

右之通可相心得候

総督

松平肥後守

監軍

壱人

奇兵

細川越中守

有馬中務大夫

右之通可相心得候

七月十八日 一橋様より御達

山崎手配り

一之先

松平甲斐守

二之先

藤堂和泉守

指原押出し

酒井若狭守

天龍寺山崎之中間押

御所司代松平越中守様より御達

長州人義、以書付申立候は、松平肥後守ニ不埒之儀有之由ニ而、御同人え手向候段申立候、右書付は

差戻し候得共為心得相達申候

太秦御警衛厳重可致旨被仰出候

七月十八日一橋様え御呼出しニ付差出候処、屯集之長州人追々不容易之形勢ニ相及候ニ付追討被仰付候模様ニ付、御手配書四通御渡ニ相成候写、別紙之通御座候、尤追討御頃合之儀は両三日中可被仰出旨、乍去此節ニ而は御三卿様方より御説得中ニ候得共、弥承引も不致候上は不被為得止事、前件御追討之御都合ニ可及旨候内達（以下、二章にて引用掲載）

以下、内容について見ていこう。元治元年六月二十二日に、「長藩多人数船ニ而追々着坂、蔵屋敷其外町家え入込」でいるが、その目的は家老福原越後の江戸出府のためであるとする。元治元年六月、率兵上京した

長州勢の代表者とたる福原への関心は、翌二十三日、「八ツ時頃越後着坂、藏屋敷へ立寄、同所直ニ出立、牧方駅泊り之由」と、大坂・枚方間の移動や、「途中行装五手程二分れ、古銃組劍銃組槍組等、尤切火繩銃はさやはつし有之、四半幟も有之、手に提居候由（中略）武器長持式拾棹は有之由」と長州勢の様相が記される。ともに、「人足八大坂より伏見迄買上候由」と、荷物の運搬にかかる人足雇い入れの状況も記されている。

六月二十四日、長州勢が「牧方出立四時頃濱通行小橋南詰茶ヤニ而小休支度等致、夫より伏見へ登り候由」との情報を得た淀藩では、「淀表所々番所人数杯相増」して対応し、淀川を登り、伏見に向かう長州勢の船の監視をおこない、「屋形船 三艘 平船 八艘 天道船 三艘」、「屋形船一艘五十石位、是ハ越後乗船之よし」と、掲げていたと思われる旗印の形状、色、文字などを書き記している。

六月二十五日には、長州勢の伏見上着の状況が記され、武器、弾薬数および兵数「上下人数四百人余」とあり、また「昨朝四ツ時過より山崎淀え船十二三艘着いたし、何れも着込、拔身鐘を携、群山の固を通り抜、離宮八幡え入込、夫より宝寺（宝積寺）天王山観音寺等え登り旅宿相对凡五百人余も屯罷在」と、淀川対岸の山崎への屯集状況が記される。

同日条には、長州藩からの使者への対応が記され、長州藩より遣わされた「藤林幾之丞」、「大谷桂助」は、それぞれ藤村幾之進、大谷撲助の誤認であるが、兩名が淀藩土松井哲之助を訪ねて面談を求めたので、「淀町向客屋」にて対応したところ、藤村らは歎願書を差し出し、淀藩家老へ取り次ぎを求めたが断り、側用人が受け取った。藤村らは「山崎え参籠御請待居」とのことなので、目付横山又助が急ぎ上京し願書を朝廷に出すことになった。文久三年八月より長州藩は他藩に使者を遣わせて、「奉勅始末」を呈し、自藩の正当性を主張してきたが、今回の歎願もそれと同様のものと解された。昨年、勅勘を被って以来、一年が経つが未

だ許されず、何ゆえそのような「御叱り」を受けているのかも一向にわからないので、藩主稲葉正邦にその執り成しを求めるといふ内容である。

六月二十七日、山崎に屯集していた長州勢三百人が三手に別れて、鳥羽街道を北上している状況が、会津藩より伝わり、御参内中の稲葉正邦にも内裏九門を守衛するよう命があり、京屋敷に戻って出兵準備を遂げ、内裏御臺所門の脇へ詰めた。しかしながら、長州勢は、四塚より嵯峨天龍寺を目指したので、さしたる騒動にはならなかった。

以後、しばらく長州勢への対応は事態の静謐にともない生じることなく、長州勢は、稲葉正邦による執り成しに謝するとともに、藤村らが使者として再度、淀を訪れ、再度願書を差し出している。淀藩の周旋により、今にも暴発せんとしていた長州勢は安堵し、「早々大坂迄退去」した。この折の稲葉家より教諭に背くことはないとし、更なる執り成しを求めている。また長州では「尹宮中川関白三会津等」を恨んでいるとの風聞もあるのです、さらに用心が必要と記している。

七月に入り、軍備が慌ただしくなってきた様子が記される。七月二日には、「処々諸家御固メ御人数出張、武器兵糧運輸巷街二不絶往来之事」とあり、京都に大名家の武器、兵糧が運び込まれている様子がうかがえ、「加州人数三千人と申事、夥敷事二御座候由、会藩も式千人御座候由、其外ハ少人数、近国之大名何レモ被召候由、追々人数着致し候事」と、加賀前田は三〇〇〇、会津松平は二〇〇〇と多勢で上京しているが、畿内近国の諸藩兵は動員がかかっているものの「少人数」であることがわかる。

七月三日、淀藩などによる長州藩家老福原越後に対し、「頃日多人数兵器を携へ京都迄相登り滞留之由、一体長藩之義は尊王攘夷之志厚候処、右体二而ハ兼而之趣意と齟齬致」するのではないかと説得するも物別れ

に終わり、さらに福原らは「弔討」を決めたという。これが同年六月五日、三条小橋西の池田屋騒動の顛末に端を発するものかは不明である。これより、情勢は一気に交戦へと傾いていく。七月四日、長州勢は伏見と山崎の間で、連携をとりあい、嵯峨天龍寺に屯集する長州勢は「米五百石買入」、「専ら買求ニ歩行」と積極的は兵糧調達をおこなっている。嵯峨は「清涼寺法隆寺（広隆寺の誤り）等借受」られ、天龍寺においても、寺内に「雨露凌」ぎのための仮兵舎らしきものが建築され、四、五十人が同所に詰め、同所の裏山より「遠眼鏡を以京地之動静を伺」っている。

七月五日には、長州勢の人夫徴発のありさまが記載されている。山崎において、長州勢はかなりの額の資金投下をし、人夫徴発を展開している。山崎における「難渋之者」が日雇いで集められ、穢多身分の者も「百姓並」に取り扱われていることがうかがえる。長州藩による経済投下による人夫徴発が、地域社会で歓迎されていることが七月六日条「山崎之士民専ら恵を請候故、長州を殊之外に難有かり候由」とあることも、記録者の関心事であった。

七月六日には、加賀藩前田家の世子、前田慶寧が「三千人二而上京」し、その後、前田勢は追々上京してきたので総勢「壹万人」になったという。津藩藤堂家も「全七千人」、分家の藤堂玄蕃も「七百人」で上京、藤堂勢は「人数揃」となった。畿内諸藩においては、「膳所様・市橋様其余、日々上京御座候」していることがわかる。

つづいて、「淀藩家土在京日記」の史料の意義に触れ、淀藩における禁門の変への対応について考察したい。まず本史料は、淀藩の動向如何よりも、元治元年（一八六四）六月以降の長州藩の政治動向、特に家老福原越後勢の動静を把握するための史料として収集されたものである。ゆえに元治元年六月二十二日の「長藩多

人数船二而追々着坂、藏屋敷其外町家え入込候由、右は此度歎願書筋二而家老福原越後江戸表え出府、明廿三日同人着坂之由」という箇条から唐突に始まるのであろう。推測ではあるが、本史料の原本は、元治元年六月二十二日以前からの記録が存在し、編纂者の意向に従って抽出されたのではないか。それは、六月二十三日条、「八ツ時頃越後着坂、藏屋敷え立寄、同所直二出立、牧方駅泊り之由」、「途中行装五手程二分れ、古銃組劍銃組槍組等、尤切火繩銃はさやはつし有之、四半幟も有之、手に提居候由」、「武器長持式捨棹は有之由」、「人足ハ大坂より伏見迄買上候由」、「長藩入京は兼而不相成、右出府之趣二候得共、何分形装不容易不意ニ上京も難計、夫々御手配所も有之、諸方え注進も致有之候由」と、長州藩士の動静の機微がうかがえる記載からもわかりえる。このような長州勢の動向に対して、淀藩は枚方方面より京を目指す長州勢に対し、厳戒態勢で望むべく「昨廿四日淀表所々番所人数杯相増候由」と、淀における番所の人員を増やすことで対応している。元治元年六月末ごろの京都の南部、伏見、八幡付近には、長州藩毛利勢が大挙屯集していることは、本史料に拠らずとも、明らかである。

伏見に藩屋敷を有した鳥取藩池田家においては、現場の状況を調べ上げた藩士から大名側役に対して、「尤福原越後は関東歎願候趣ニ而伏見より大津え罷通り候由御座候所、既ニ一昨日八ツ時頃着之趣甚鎮静之事、尤当表よりは本街道は素より神田街道迄多人数ニ而相固メ昨日昼後藤森通行との事ニ而同所迄罷越承り候所、昨晩より京地之固と相見手二手二鑓を取り夥敷伏見をさし而出候得共、今朝三組程ニ而引取候由、全く伏見着日少し間違も有之候而、一昨晩より騒き候事ニ相見申候、今少し相分兼候二付、伏見迄参り探索仕り候所先刻長州屋敷え着致し其外町方下宿致し惣人数余程之趣、行装は筒袖ニ而小袴袖印を付、間ニは小具足も有之と申事、明道具は不及申銘々所持致し甚た伏見市中静ニ御座候、夫より神田道帰り候得共同断静ニ御座候、

今朝出立之節無藤ノ森辺ニ而は戦争も難計⁽²⁾と伏見における長州勢の情勢を事細かに報じ、開戦も眼前のことと論じていることから比較すると、情勢認識に対する温度差がうかがえる。この記録をしたためたであろう淀藩士の関心は、自らの任務に加え、淀川対岸の山崎までにしか波及せず、長州藩が山崎において積極的な民衆の軍事動員をおこなっていることに向けられている。

2 近江の諸藩と軍役

(1) 西大路藩市橋家と軍役

元和六年（一六二〇）、市橋長政が近江国蒲生、野洲両郡と河内国内に合わせて二万石を有した外様小藩であり、蒲生氏が築いた城郭日野城の跡に、仁正寺陣屋を設置して支配の拠点とした。市橋家は、四代当主の長勝が徳川家康の信任を受け、譜代並みの待遇を受けたとされ、そのことは幕末期における軍役遂行にも反映されていく。文久二年（一八六二）五月二十四日、市橋家の拠点である「仁正寺」という名称が、中世期の呼称とされる「西大路」に改められた。同年四月二十八日、藩主市橋長義より徳川幕府に申請がなされ、翌五月、正式に許可が下り、同二十四日、領民へ通達された。⁽²⁾

文久三年四月、將軍徳川家茂によって大坂湾巡視がなされた。徳川幕府における海軍力の強化に当たっていた海軍奉行並勝海舟がこれを主導し、將軍に海防の現場を体験させるといふ試みであった。これを契機とし、紀伊国北西部の海岸より播磨国東部の海岸における警備の徹底がはかられ、西大路藩市橋家も文久三年四月二十五日、大坂城代、松平（大河内）伊豆守信古により、和泉国高石浜の警備を命じられた。西大路藩兵は、二三七人の藩兵を「一番手」、「二番手」に分ち、一七一名を高石浜に常備した。

表 西大路藩の京都守衛人員

| | |
|-----|--|
| 士分 | 田中善左衛門（御用人御徒士支配、100石） |
| 12人 | 前田三右衛門（御物頭御元方兼、御奏者助、150石） 田中軍太兵衛（御物頭格御足輕支配兼大御目付役、200石） 長江政之丞（御目付、御納戸役兼奥様御附、10石） 小原覚平（御中小姓格、10石） 水上六蔵（鉄太郎、御近習、10石） 岸村斎太（御納戸役、10石） 武藤助十郎（小頭、二条殿付賄方、9石 足高10石） 竹村次右衛門（御徒目付、9石） 岩田丹治（小頭役、9石 足高20石） 坂 敬蔵（御小使組、6石） 武藤良助（御新組、7石） |
| 足輕 | 角 孫三郎（足輕、書役）※角孫右衛門の子か 明治2年、14俵 |
| 15人 | 白井傳之助（足輕、焚出し方）※白井語傳治 明治2年、6石5斗、 藤澤吉次郎（足輕、田中善左衛門若党） |
| | ほか12人（内、6人は雇足輕） |
| 小者 | |
| 25人 | |
| その他 | 二条家守衛専任 |
| 12人 | 味岡又兵衛（御物頭、御側御用人格御用人勤、二条殿御守衛附、175石） 組士10人、鎗持若党1人、草履取1人 |

（「御家中分限帳」清源寺文書245）

文久三年半ばの大坂湾警備については、安政五年以降、大規模な警備を担当してきた長州藩毛利勢が、自国における攘夷行動のために離脱し、その欠を埋める作業が積極的におこなわれた。また、同時に想定される警備範囲が、紀伊国北部の海岸にまで拡大され、和泉国から紀伊国の各所に警備地が設定され、加えて紀淡海峡加太浦および友ヶ島に台場が築かれていった。市橋家による高石浜警備についても、文久三年、攘夷決行期日に合わせた海防拡充政策の一環と意義づけられよう。⁽²³⁾

西大路藩主市橋長義が、「天機伺い」のために禁裏に参内したのは、文久三年六月二日のことであった。

文久三年における政治不安は、京都のみならず、河内、和泉、大和国において勃発した「天誅組の変」にも明らかのように、幕府による諸外国への対応の如何を問うた攘夷問題を契機とし、政治参画、政治改革を推進したい人々、急進派が畿内における「義拳」を企てる不穏な雰囲気が存在した。市橋家による泉州守衛は、一度として外国船に向けられたものではなかったが、文久三年八月、水郡善之助ら天誅組河内勢の動向に対し、飛び地として有した河内国星田でなされた警備は、国内治安を維持するために大きな意義を有した。

翌、元治元年六月、文久政変により京都を追われた長州藩毛利勢への対応として、畿内に所在する大名は、禁裏周辺および、「洛外」地域の守衛に携わったが、市橋家においては、河内方面、殊に堺の警備を嚴重化している。堺奉行であった瀧川讚岐守元以は、市橋家に対し、堺の宝樹寺（現、大阪府泉南郡岬町）に藩兵を屯集させ、大和橋および近隣の海浜の警衛にあたるように求めた。「松平大膳大夫共多人数不容易行装にて上京」してくることとその理由とされた。「頭分より足軽迄四十五人。又は帯刀者五十六人」、一〇〇名余りの藩兵が警備にあたった。政情の緊張が、京に移った後も、市橋家は一二〇名が船尾村屯所において泉州海岸の警備をおこない続け、慶応三年十一月に至る。²⁴

七月五日、市橋長義は上京し、禁裏参内ののち、同月十六日より、園部藩小出家、鯖江藩間部家とともに宇治橋、豊後橋付近を警備に当たる。長州勢が、京の南方、伏見の毛利屋敷と山崎天王山に、加えて西方、天龍寺に屯集しはじめのが、七月上旬。市橋家は、長州勢の軍備を整えていくのを監視していた形となる。長州勢と在京の徳川幕府および大名家の間で交戦が始まるのは七月十九日未明のことで、戦端は伏見方面において切られたので、市橋勢も間接的に戦線に加わったことと考えられる。

七月十九日の午前中には、禁裏御所周辺が戦場となり、南方の山崎方面からの御所を目指す長州勢（益田

右右衛門介隊)に、京都の西方、嵯峨天龍寺方面から遊撃を試みる長州勢(来島又兵衛隊)が加わり、禁裏を守護した会津藩松平家、薩摩藩島津家、津藩藤堂家を中心とする大名家勢力と激しい交戦がなされた。

関白二条斉敬邸において、市橋家が禁裏警備を命じられたのは、禁裏周辺における戦乱が終息した十九日であり、禁裏の「奥御常御殿」における警備を命じられ、藩主市橋長義ほか、重臣三人が守衛にあたり、その他の藩兵は禁裏御所、東南に位置する「日ノ御門」周辺の警備を昼夜問わずに勤めた。藩主市橋長義も戦火により生じた火災は甚大な被害を出したが、戦乱は十九日中にはおさまり、二十日夕刻には、警備撤収となり、夜には清水坂屋敷へと帰還している。⁽²⁶⁾

禁門の変における警備をその契機とし、西大路藩兵の京都常駐体制が確立される。京都東山の清水坂に所在した西大路藩屋敷には、京都留守居役大津忠右衛門ら既存の京詰人員に加え、有事において活動できうる藩兵が配備されることになった。禁門の変への対応を家老浅井新九郎(御用人御徒士支配)を守衛隊長としてとりおこなったのち、翌八月には、藩主の側用人で物頭格の田中善左衛門の差配のもと、六十五人よりなる組織ができあがった。西大路藩においては、京詰の任務にあたる藩士は、総じて御納戸役や小姓役などといった通常、藩主の側に勤仕する近習衆で、格式「物頭」にあるものが、若党、草履取りを担う陪臣層を主導し、また藩政要務に当たるものにおいても、藩主の側業務を兼帯するものによって担われている。これは、京詰の業務が、有事に対する軍事的対応のみならず、藩主によってなる国事業務の補佐に当たり、藩地同様の関係性を京都においても構築しておく意義があるからであろうと考えられる。⁽²⁶⁾

『近江蒲生郡誌』に所収される「田中善左衛門京詰手日記」には、京詰人員の組織とともにその業務のありようがうかがえ、西大路藩は、下野高德藩戸田家とともに、禁門の変後の「洛外」の警備を命じられた。洛東、

洛南を、西大路藩が、洛西、洛北が宇都宮藩といった分担であったが、変後、およそ一か月がたった八月十六日、戸田大和守忠至が山陵普請に専念するため、洛外警備を西大路藩が一手に担うことになった。九月十七日、京都の静謐に鑑み、任務を解かれ、藩兵一同が帰藩することになった。⁽²⁷⁾

(2) 膳所藩本多家と「火之番」

関ヶ原戦の後、籠城戦で破損した大津城が廃され、新たに東海道・大坂方の押さえとして琵琶湖岸に築いた水城、膳所城は、西国大名によって築城された天下普請の初発の例とされる。この膳所城は、慶長六年（一六〇一）築城以来、五〇年間にわたり、徳川譜代が巡回するかのごとく、主を代えたが、慶安四年（一六五一）、本多俊次が三河国西尾から七万石を拝領して、膳所に入封。以降、幕末に至るまで本多家が藩主となった。⁽²⁸⁾

幕末期、藩内では、藩による国事関与の緩急をめぐる政争が勃発した。慶応元年（一八六五）閏五月、長州征討の指揮を理由とする將軍徳川家茂の進発、上洛の途次、膳所城に宿泊する予定となっていたが、閏五月十三日、筆頭家老戸田資慶の叔父、川瀬太宰が捕縛され、膳所藩内の急進分子が検挙される事件が発生すると、急遽予定が中止となるほどであった。⁽²⁹⁾

膳所藩は、前述の淀藩同様に、近世を通じて「火之番御用」に当たっており、安政年間の京都警備も担当した。前出の「淀藩家士在京日記」には、禁門の変の際になされた膳所藩における軍役履行の状況について記されている。

膳所侯

右二付、主膳正儀旧来之心得を以御築地警衛可致段、夫々御届申達参内可致手筈二相成候処、同夜暁

より長州やしき出火炮声有之候二付、不取敢飛鳥井様迄相越、直ニ参内可致処、追々炮声処々ニ相聞
 八天龍寺屯集之長州人下立売御門、蛤御門、乾御門、え詰退げ候様子、御守衛之方ニ炮發防御、尚又豊
 州様御番所打潰し、夫より河原町長州屋敷焼立、同所より堺町御門、え打懸、夫より炮声双方敷敷会津
 藩兵も烈敷戦鬪、堺町通り町家焼失一面ニ相成、九条殿鷹司殿中川宮御同様之よし、尤太秦主膳正固
 場妙心寺迄粟田口白川口固之内、人数少々居残り余は何レモ御築地え相詰

一、伏見長州屋敷同刻過より出火之由、火之手相見へ火勢相募申候

一、主膳正義参内後詰切ニ御座候処、京地追々大火ニ相成候二付、松平豊前守様、青山因幡守様、主膳
 正火消被仰付、火勢追々相募り東北風にて寺町妙満寺え火移り夫より火勢猛烈ニ相成、追々下面ヨリ
 焼広かり本能寺誓願寺焼亡、西は堀川辺までえも焼拔ケ下は四条辺よりは又西え吹行、未夕火鎮り不
 申候、東西本願寺えも可相移候得は、最早京地七八分焼失言語同断之事ニ御座候

一、長州人炮發戦争之儀、中立売御門、蛤御門、堺町御門、此三ヶ所ニ而薩州厳重雲州土州彦根越前等
 と打合、双方死亡多く候由、委細之儀は不相分候得共、夕八ツ時頃、天龍寺え引退候よし、尤天龍寺
 え引取候分ハ小人数之由、余は散乱いたし候哉、分り不申候³⁰

右によると、膳所藩は近世を通じて「御築地警衛」、すなわち「火之番御用」に当たっており、京における
 事変に際し、参内する手筈になっていたが、七月十九日早晩に、長州藩京屋敷より出火、炮声が聞こえたので、
 「とりあえず」武家伝奏の飛鳥井家に向かい、許しを得て、急ぎ参内しようしたところ、天龍寺に屯集してい
 た長州勢が下立売門、蛤門、乾門へ侵攻し、禁裏守衛に当たる兵に炮發、「豊州様」すなわち丹波亀山藩松平
 豊前守信義の番所を打ち潰し、河原町の長州藩京屋敷を放火し、同所より北行、堺町門を攻撃した。これに

会津藩兵が呼応し、激戦となり、堺町通の町屋は焼失した。膳所藩は、洛西の太秦から妙心寺まで、さらには粟田口を警備したが、少しの人数を残し、一転、禁裏御所へ急行した。

藩主本多康稜は参内し、禁裏御所に待機したが、長州勢炙り出しのための砲撃、放火によって大火になり、丹波亀山藩松平信義、篠山藩主青山忠敏、そして本多康稜に「火消」役の遂行が命ぜられた。^①北東からの風に煽られて寺町の妙満寺が延焼。さらに火勢が強まり、南方へと焼け広がり、本能寺や誓願寺が焼失。西は、堀川辺りまで延焼し、南は四条辺りからさらに西へ延焼したので、鎮火することができず、「最早京地七八分焼失言語同断」と評した。

禁門の変における火災に、近世の畿内諸藩の軍役たる「火之番」はおこなわれた。しかしながら、徳川幕府による長州勢追討、炙り出しのための砲撃、放火が度重なったことにより、結果、消火活動が成功しなかったのである。禁門の変にともなう大火（「どんどん焼」）については、防災の観点から研究が蓄積されつつある。被災規模が拡大したことに關しても、「火之番」にあたるはずの大名勢力が、戦鬪に動因されたことがその理由とされてきたが、近世的な「火之番御用」対応はなされたものの、放火、砲撃が度重なり、消防対応がままならなかったというのが事実であると考ええる。

むすびに

以上、畿内諸藩における禁門の変への対応について、淀藩稲葉家、西大路藩市橋家、膳所藩本多家の対応を素材として考察してきた。特に、淀藩稲葉家については、史料「淀藩家士在京日記」を翻刻、考察することによって、京の政治混乱にいかに向き合っていたのかを検討した。禁門の変において淀藩は九名の犠牲者

を出したことが確認され、京の戦乱にも在京諸藩との連携によって、その関わりの如何が問われてきた。

淀藩を含めた畿内の譜代藩は、近世的軍役としての「火之番御用」を執行してきた。予測できない京の災害に対して、対応のありようが規定されており、これに準じて畿内の譜代藩は動くことを余儀なくされた。幕末期、異国船来航にともない、京都警衛の重要性が喚起され、淀藩は「京の七口」の伏見、竹田、両口の警備に当たることになる。これは、あくまで異国船来航時における臨時対応であったが、のちに恒常化していくことになった。

文久二年（一八六二）における大名諸侯の上京と国事周旋は、京都警衛に対する意識をさらに高める形となり、翌三年、幕府により京都守護が制度化され、外様雄藩主体の警備が禁裏御所周辺および洛中の要所となされることとなる。同時に、「火之番御用」を端緒とする京都守護は継続されており、畿内の譜代藩は、京の七口のほか、洛外要所の警備に人員を派遣してきた。元治元年（一八六四）六月以降、京の南方に長州藩毛利勢が屯集するにともない、淀藩がその動静をうかがっていたのも、「火之番御用」を旨とする幕末の軍役としてなされてきたのである。

さらに、近江国に拠点を有し、禁門の変に際して軍役対応が求められた西大路藩市橋家および膳所藩本多家の事例を紹介し、畿内諸藩が担う軍役との関係性について補完的に考察しえた。西大路藩においては、文久三年四月の、徳川家茂の大坂湾巡視を契機として、大坂湾警備の徹底化がはかられことに際し、和泉国高石浜の警備を担当したことが幕末期に務めた軍役となった。以降、西大路藩は、高石浜に加え、堺の警備を慶応三年十一月まで担った。京都への対応を求められたのは、禁門の変直前の七月十六日より、園部藩小出家、鯖江藩間部家とともに宇治橋、豊後橋（観月橋）付近を警備に当たる。七月十九日、戦乱勃発の後、関白二

条斎敬邸において、禁裏警備を命じられ、禁裏「奥御常御殿」の警備には、藩主市橋長義ほか重臣三人があたり、藩兵は禁裏御所「日ノ御門」周辺の警備を昼夜問わずに勤めた。西大路藩ではこれを契機に、京屋敷への藩兵六十五人による常駐が決定され、京の郊外、洛東、洛南地域の警備をおこなった。

膳所藩本多家は、淀藩と同様に近世より「火之番御用」を担う大名家であった。ゆえに、禁門の変に際しても、膳所藩は近世において存在した「火之番御用」への対応がベースとなっていた。膳所藩兵は、従来どおり、京の不測事態に対する対応をおこなったが、事態が著しく悪化し、本来なすべき消防活動についても、結果として遂行できなかった。

本稿においては、暫定的にも以下のような結論を呈したい。まず、京の南方の押えとして淀藩は存在したが、その任務は前述のように、京に対しては事務的になされており、伏見、八幡といった余程の近隣の地所でないかぎり、軍役動員に積極的ではないこと。近江国の小規模な大名家、西大路藩市橋家においては、禁門の変まで京都守衛業務はなく、直前に務めた宇治警備、戦乱収拾のための洛外警備を組織的に執行した。

禁門の変の在京諸藩勢力は、幕末、殊に文久三年三月より制度化された京都守衛を求められた雄藩によってなされており、淀藩、膳所藩など「火之番御用」に当たってきた大名はこれに積極的に関わらず、既存の役務である「火之番御用」の延長線上にみえていた。

注

(一) 禁門の変については、原口清「禁門の変の一考察」一、二(『名城商学』四六一二、四六一三、一九九六年、のち『原口清著作集』二「王政復古への道」、岩田書院、二〇〇七年再録)が長州藩処分問題を踏まえた文久三年下半期から元治元年七月に至る政治過程を丹念に追った実証研究である。近年では、薩摩藩島津家の動向に注目した町田

明広「禁門の変における薩摩藩の動向」(『神田外語大学紀要』二六、二〇一四年)や、変による火災に着目した岡彩子「燃える都と燃えない民衆」(『京都歴史災害研究』七、二〇〇七年)、吉越昭久片平博文編『京都の歴史災害』(思文閣出版、二〇一二年)などが注目される。

- (2) 家近良樹「一会桑権力の成立と崩壊」(『幕藩権力と明治維新』明治維新史学会編、吉川弘文館、一九九二年、のち同著『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、一九九五年再録)
- (3) 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』(吉川弘文館、二〇〇四年)
- (4) 岩城卓司『幕末の畿内・近国社会―摂津国一橋領における御用人足・歩兵徴発をめぐる―』(『ヒストリア』一八八、大阪歴史学会、二〇〇四年)、同「幕末期における摂津国尼崎藩の軍事的役割」(『地域史研究』三三二―一 尼崎市立地域研究史料館、二〇〇二年)
- (5) 藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『史林』八八―二、二〇〇五年)
- (6) 常松隆嗣『シリーズ藩物語 淀藩』現代書館、二〇一八年を参照。
- (7) 旧淀藩土上月家文書(京都女子大学蔵)については、母利美和を中心として組織された研究会「淀藩関係文書研究会」による調査がなされている。その成果として、科学研究費補助金基盤研究C(No.二六三七八〇五)研究成果報告書「近世中後期上方支配における山城国淀藩の基礎的研究」に調査目録、翻刻が掲載されている。
- (8) 「上月家文書」三二二六(京都・大坂・伏見・淀での非常時における対処法)。前掲淀藩関係文書研究会の成果報告書には、翻刻紹介された「淀より勤方之覚」(二〇八―一〇九頁)の内容と重複するところがある。同史料は、淀藩による京、伏見、大坂への対応にかかる手引き的情報であることから、引用史料は「淀より勤方之覚」を作成する際の基礎情報になったと考えられる。
- (9) 例えば、上月家文書(京都出火之節備覚)(三二六九)、「京都火消持切被仰付候ニ付御者頭四人申合覚書」(三二九三)、竹林家文書(個人蔵)「京都火消詰御条目并取斗覚」、「從淀京都え駆着覚」など。前掲(7)調査報告書に目録あり。
- (10) 藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」(『史林』八八―二、二〇〇五年)、同「近世中後期上方における譜代大名の軍事的役割―郡山藩を事例に―」(『日本史研究』五三四、二〇〇七年)、樋爪修「江戸時代の京都大名火消―膳所藩を事例として―」(『近江地方史研究』二七、一九九二年)を参照。
- (11) 宮内省図書寮編『光格天皇実録』東京大学史料編纂所蔵、一四五九頁。
- (12) たとえば、天保十一年(一八四〇)三月六日、熙宮(のち孝明天皇)の立太子の儀に際し、伊勢神宮・石清水社・

賀茂社・松尾社・平野社・稻荷社・春日社・仁和寺・東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・護国寺・広隆寺に「風雨の害」の祈祷を命じている（『孝明天皇紀』一巻、平安神宮、一九六七年、四六～七八頁。風水害にかかる祈祷を平時の国家祈祷として、ペリー来航に際して、異国船退散にかかる有事の祈祷が、嘉永六年（一八五三）六月十五日、七社七寺に祈祷を命じて後、恒常化していくこととなる（『孝明天皇紀』二巻、平安神宮、一九六七年、一一二～四頁）。

- (13) 『水戸藩史料』上編乾、吉川弘文館、一九七〇年、五〇五～五〇六頁。
- (14) 同右、五〇一頁。
- (15) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』七巻、一九八号、一九七二年。針谷武志「安政―文久期の京都・大坂湾警衛問題について」明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、一九九九年所収を参照。
- (16) 「聡長卿記」安政元年二月十四日条（『孝明天皇紀』二巻、一八一頁）
- (17) 鎌田道隆『近世京都の都市と民衆』思文閣出版、二〇〇二年を参照。
- (18) 安政五年二月十一日付蜂須賀齊裕書状（鷹司政通宛て）、陽明文庫藏史料五七三六三。
- (19) 「元治太平記」（Iは一二七八）東京大学史料編纂所蔵。
- (20) 丹羽正雄については、『東近江市史 愛東の歴史』第二巻本文編、二〇〇八年、五二八～五五二頁を参照のこと。
- (21) 「京坂書通写」二、鳥取県立博物館蔵。
- (22) 『近江蒲生郡誌』巻四、蒲生郡役所、一九二二年、一六三頁。なお、幕末期の西大路藩については、拙稿「幕末の政情と日野」（『近江日野の歴史』第三巻近世編、日野町、二〇一三年、五八五～六一六頁）を参照のこと。
- (23) 『近江蒲生郡誌』巻十、一九二二年初版、一九七二年増補再刊、一五八～一六三頁。
- (24) 同右、一六三頁。
- (25) 同右。
- (26) 「御家中席順分限帳」（清源寺文書二四五、近江日野商人ふるさと館蔵）、『近江蒲生郡誌』巻十所収「田中善左衛門京詰手日記」。
- (27) 前掲『近江蒲生郡誌』巻十、一七〇～一七六頁。
- (28) 『新修大津市史』第三巻、大津市、一九八〇年を参照。
- (29) 『新修大津市史』第四巻、大津市、一九八一年、四五六～四七〇頁。

(30) 前掲注(19)に同じ。

(31) 禁門の変に際する亀山藩松平家の動向については、『新修亀岡市史』本文編第二巻、二〇〇四年、九五九～九六〇頁。亀山藩は、丹波国と山城国の結節点、老ノ坂の警備に当たっていたが、禁裏周辺で開戦されるに及び今出川門外の警備を命じられた。老ノ坂警備、長州藩の敗残兵への対応であるとするが、平時においても亀山藩は同所の警備を担当しているので、幕末期の軍役として遂行されていたと考えるべきである。稿を分けて検討したい。

本稿は、科学研究費基盤C「丹波亀山藩松平家資料に関する政治史的研究」(代表・笹部昌利 No.一六K〇三〇三〇)の成果の一部である。